

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友長野北店

長野市檀田2-19-10 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイス・デ・ウス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイス・デ・ウス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友更埴粟佐店

千曲市粟佐1201 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田字神戸880-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか2名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイクス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか2名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字西條枝垂桜405-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイト	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	池野 隆光	茨城県つくば市天久保2-17-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ハイズ・デイト	東京都北区赤羽2-1-1
寺島薬局株式会社	松本 忠久	茨城県つくば市天久保2-17-5

4 変更した年月日

合同会社西友の代表者の変更 平成23年6月20日

寺島薬局株式会社の代表者の変更 平成22年9月1日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三好町店
上田市大字御所字石田607-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 変更事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	59台	49台
2	72台	—
合計	131台	49台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4箇所	2箇所
出口	4箇所	2箇所
合計	8箇所	4箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更年月日
平成24年4月5日
- 届出年月日
平成23年8月4日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半スーパーセンター箕輪店
上伊那郡箕輪町959-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 変更事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7箇所	9箇所
出口	7箇所	9箇所
合計	14箇所	18箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更年月日
平成23年10月20日
- 届出年月日
平成23年8月5日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	77台	77台
2	107台	30台
合計	184台	107台

(2) 駐車場の自動車の出入口の位置

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

(1) 平成24年4月5日

(2) 平成23年8月31日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成23年9月19日(月) 午後2時00分から

(2) 場所 古里公民館(長野市大字金箱635番地16)

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)

3・3・25号北部幹線

平成19年長野県告示第583号の一部について、交差点の隅切り、幅員及び区域を変更します。

(2) 変更案の閲覧

公告日から平成23年9月8日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告日から平成23年9月8日(木)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課又は長野市都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

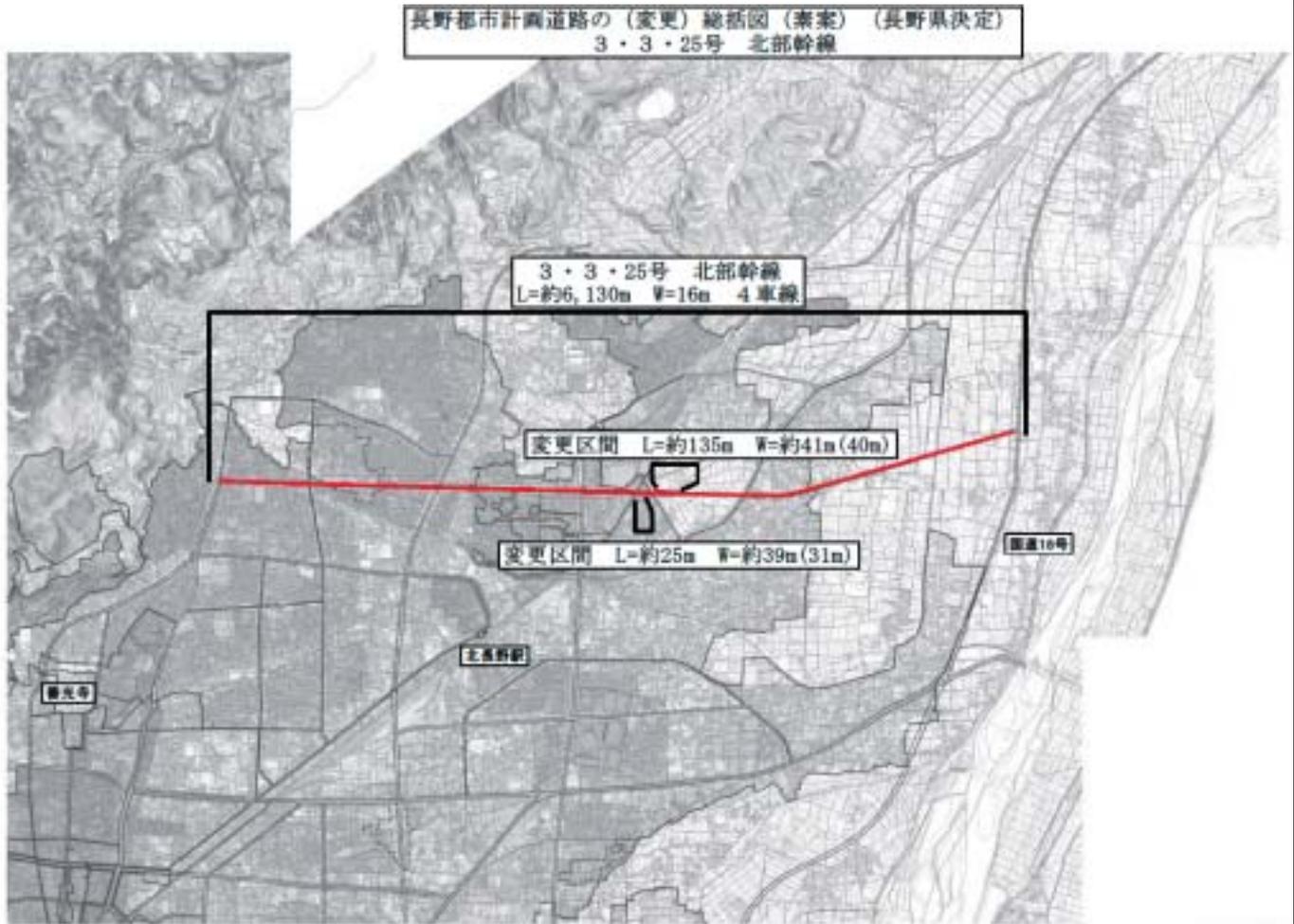
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書 (整理番号)

長野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、岡谷都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月18日(日) 午前10時00分から
- (2) 場所 岡谷市役所 603会議室(庁舎6階)(岡谷市幸町8番1号)

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)
3・4・8号若宮線
昭和38年建設省告示第2655号の一部について、終点の変更、線形の一部を変更します。
- (2) 変更案の閲覧
平成23年8月26日(金)から平成23年9月8日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

- 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。
- (1) 公述申出のできる者
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
 - (2) 公述申出期間
平成23年8月26日(金)から平成23年9月8日(木)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所整備課又は岡谷市都市計画課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

岡谷都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

上田市柵網土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年8月25日

長野県上小地方事務所長 藤 森 靖 夫

理 事

新 任

氏 名 住 所

小 林 正 和 上田市秋和658番地

小 山 勇 上田市上塩尻121番地

重 任

氏 名 住 所

茅 野 孝 雄 上田市常磐城3丁目11番13号

工 藤 幸 男 上田市秋和730番地

小 林 健 夫 上田市秋和834番地

井 出 一 實 上田市上塩尻568番地

春 原 佐 利 上田市上塩尻904番地2

高 遠 和 秋 上田市上塩尻559番地

退 任

氏 名 住 所

金 井 忠 男 上田市秋和901番地

坂 田 博 治 上田市上塩尻473番地

監 事

重 任

氏 名 住 所

橋 詰 勝 典 上田市秋和876番地

齊 藤 仁 一 上田市常磐城3丁目7番43号

大田垣 清 彦 上田市上塩尻257番地16

農地整備課

公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年8月25日

長野県上伊那地方事務所長 市 川 武 二

理 事

新 任

氏 名 住 所